

国土交通関係

15 道路事業の推進

(総務省，財務省，国土交通省)

【提案の要旨】

- 1 本年度から新たに始まる社会資本整備重点計画については，地方の実情に合わせて策定するとともに，その着実な推進及び財源確保による計画的な道路整備を図ること。
- 2 国土の骨格を形成する高速道路ネットワークについては，国家戦略として，国の責任において，全線優先的に整備すること。また，高速道路料金の引下げやスマートインターチェンジの整備を促進すること。
- 3 高速道路を補完する地域高規格道路，国道，地方道の整備促進を図ること。
- 4 直轄国道の整備・管理については，地方の負担を実質的になくすこと。
- 5 環境に配慮した安心・安全で災害に強く，誰にでも使いやすい道路の一層の整備促進を図ること。
- 6 道路特定財源の一般財源化の議論を進めるにあたっては，国と地方との役割分担や広く税財源のあり方も含め，国民の声や地方の意見を十分に踏まえた上で，地方税財源を拡充するなど地方分権の強化を目指していく方向で検討を進めること。

また，一般財源化を図るに当たっては，地方が自主的に使える道路財源の充実を図った上で，道路整備の遅れている地方に優先的に財源を投入し，地方に必要な道路整備を確実に促進すること。

【提案の理由】

道路は，国民生活の向上，経済社会の発展に不可欠な，最も基本的な社会基盤であるが，その整備はいまだ不十分な状態にあり，今後活力ある経済に支えられたゆとりある社会を実現するため，更に緊急かつ計画的な道路整備が切望されている。

さらに，すべての道路の根幹となる高速道路については，「地方の自立ある発展」の実現はもとより，救急医療や災害時に必要不可欠な社会資本であり，広域物流の視点からもネットワーク化されて初めて最大限の効果を発揮するものであるが，その整備はいまだ不十分でミッシングリンクが生じていることは，国家的な損失である。国土の骨格を形成する高速道路ネットワークは，国家戦略として，国の責任において，早期に優先的に整備すべきである。

道路特定財源の一般財源化に向けた見直しに当たっては，税制抜本改革時に，国と地

方との役割分担や広く税財源のあり方などを含め、国民や地方の意見を十分に踏まえた上で、地方税財源を拡充するなど地方分権の強化を目指していく方向で検討を進める必要がある。

5月13日に閣議決定された「道路特定財源等に関する基本方針」により、高速道路をはじめ、都市部における環状道路の整備や中山間地の生活道路など、地方が真に必要なとする道路整備を新たな中期計画に盛り込むとともに、地方の声や道路整備の実情に十分配慮し、遅れている地方の道路への配分割合を高めるなど、地方が主体的かつ着実に取り組めるよう道路整備に係る財源の充実及び安定的な確保を図るべきである。

【提案の具体的内容】

1 本年度から新たに始まる社会資本整備重点計画については、地域間格差の拡大をはじめとする現在の社会経済情勢や地方の実情に合わせて策定すること。

また、その推進に当たっては、地方の意見を反映させるとともに、必要な財源を確保し、地方の道路整備を計画的に進めること。

2 国土の骨格である高速道路ネットワークは、新直轄方式、有料道路方式及び高速自動車国道の機能を代替する国道バイパスによる整備等、あらゆる方式を用いて、国家戦略として、国の責任において、全線優先的に整備すること。

特に、山陰自動車道については、未事業化区間を早期に事業化するとともに、新直轄方式等を導入し地方負担の軽減を図ること。また、中国横断自動車道など事業中の高速道路についても、一層の事業促進と供用開始時期の前倒しを図り、早期の事業効果発現に努めること。

また、高速道路の利活用を促進し地域の活性化を図るため、高速道路料金の引下げやスマートインターチェンジの整備を促進すること。

3 高速道路を補完する地域高規格道路、国道、さらには地域の生活を支える地方道の整備を促進すること。

4 直轄国道について、国において整備管理する区間・路線においては、これに伴う地方公共団体の負担を実質的になくすこと。また、都道府県への移管の検討については、地方の意見を十分聞くこと。

5 安心して住める国土を実現し、よりよい生活環境を確保するため、より安全で、災害に強く、高齢者や障害者にも使いやすい道路の整備を一層促進するとともに、道路の整備に当たっては、環境や景観に十分配慮すること。

6 道路特定財源の一般財源化の議論を進めるにあたっては、これまでの道路特定財源制度としての受益と負担のあり方を検証しつつ、国と地方との役割分担や広く税財源のあり方も含め、国民の声や地方の意見を十分に踏まえた上で、地方税財源を拡充するなど地方分権の強化を目指していく方向で検討を進めること。

また、一般財源化を図るに当たっては、例えば、地方固有の財源である地方道路整備臨時交付金の継続など、地方が自主的に使える道路財源の充実を図った上で、道路整備の遅れている地方に優先的に財源を投入し、5月13日に閣議決定された「道路

特定財源等に関する基本方針」により、地方が真に必要とする道路整備を新たな中期計画に盛り込むなど、地方に必要な道路整備を確実に促進すること。

さらに、暫定税率の失効に伴う地方の歳入欠陥に対しては、国の責任において、地方財政に影響を及ぼさない方法により、速やかに適切な財源補てん措置を講じること。

16 本州四国連絡橋通行料金の引下げ

(内閣府，総務省，財務省，国土交通省)

【提案の要旨】

- 1 本州四国連絡橋の通行料金について，大幅な引下げを実現すること。
- 2 様々な割引制度を導入するなど，積極的に利用促進に取り組むこと。
- 3 ETC割引制度を拡充すること。
- 4 地方負担については，適切な財源措置を講じること。

【提案の理由】

本州四国連絡道路は，近畿・中国・四国の高速道路を相互に連結する高規格幹線道路であり，本州と四国にわたる広域的な社会経済の発展に資する国家プロジェクトとして，重要な国土政策に位置づけられてきたものであるが，通行料金の高さから利用はまだまだ十分とは言えない状況である。

本四道路の通行料金は，平成10年4月から，基本料金の20%割引の特別料金となり，平成15年7月からは，特別料金の10%割引の新特別料金となっているが，平成15年7月からの基本料金からの引下げは，地方の追加負担により実施することとされており，地方負担のあり方や割引率については不満が残るところである。

平成17年10月の本州四国連絡橋公団の民营化以来，新たな企画割引の導入等が行われ，利用者数の増加に結びついたところであるが，今後も，利用促進のため，様々な割引制度の導入が求められる。

また，ETC割引については，西日本高速道路株式会社等と同様の制度に拡充し，利用の増大を図る必要がある。

さらに，厳しい地方財政状況に配慮し，地方公共団体の負担とならないよう適切な財源措置を講ずる必要がある。

【提案の具体的内容】

- 1 通行料金の大幅な引下げを実現すること。
- 2 様々な割引制度を導入するなど，積極的に利用促進に取り組むこと。
- 3 西日本高速道路株式会社等と同様の制度となるようETC割引制度を拡充すること。
- 4 地方負担については，地方公共団体の負担とならないよう適切な財源措置を講じること。

17 港湾整備事業の推進

(総務省，財務省，国土交通省)

【提案の要旨】

- 1 緊急かつ円滑な港湾整備の推進に必要な財源を措置すること。
- 2 特定重要港湾や重要港湾だけでなく，地域の生活を支える地方港湾についても，整備充実を図ること。
- 3 既存の港湾施設の維持修繕に係る財源措置を行うこと。特に国有施設については，国が一定の責任を果たすこと。
- 4 港湾の保安対策に係る適切な措置を講じること。

【提案の理由】

港湾は，地域の振興，地域経済の活性化を図り，国土の均衡ある発展を図る上で重要な社会資本であり，近年の船舶の大型化に的確に対応し，モーダルシフトの進展やコンテナ輸送の増大などの輸送革新に対しても積極的に対処するなど，物流の効率化を図るため積極的な施設整備を図っていく必要がある。

また，美しい自然環境と歴史的風致を有する日本海や瀬戸内海の多様な資源を生かして，住民が海に親しみを覚え，うるおい豊かな生活環境を実現するウォーターフロントの創出を図っていくことも重要である。

加えて，災害時の海上輸送網を確保するための港湾の整備も急を要する課題である。

このためには，港湾の整備・充実を積極的に推進していくことが不可欠である。

更に，国際的港湾保安対策の要請の高まりから，港湾の保安対策のレベルが国際競争力の新たな指標となる時代へ速やかに対応することが必要である。

【提案の具体的内容】

1 特定重要港湾及び重要港湾の整備拡充

東アジア各地域との競争や連携が進展する中で中国地方産業の国際競争力を強化するとともに，都市の再生，循環型社会の構築を通じて，より良い暮らしの実現を図る観点から，緊急かつ円滑な港湾整備の推進が計画的に図られるよう財源措置を行うこと。

2 地方港湾の整備充実

生活関連施設の色彩が強い地方港湾や物流拠点として重要な役割が期待される地方港湾の基本施設にあっては，早期整備が必要であることから国の公共事業予算の配分基準の見直しを行うなど，積極的な財源措置を行うこと。

3 維持修繕事業の充実

(1) 既存の港湾施設の長寿命化を図り必要な機能を維持するとともに，最有効活用を

図る観点から、維持修繕に必要な財源措置を行うこと。

(2) 特に国有施設については、港湾管理者の負担を軽減する観点からも、建設主体であり、施設所有者である国がその維持修繕についても一定の責任を果たすこと。

4 港湾の保安対策の充実・強化

平成14年12月のIMO（国際海事機関）における国際条約の改正を踏まえ、港湾施設の保安対策の的確な実施に向けて、港湾管理者の負担を軽減する観点から、適切な措置を講じること。

18 災害対策の推進

(内閣官房,内閣府,総務省,消防庁,財務省,厚生労働省,
農林水産省,林野庁,水産庁,国土交通省)

【提案の要旨】

- 1 治水・高潮対策を推進すること。
- 2 総合的な土砂災害対策を推進すること。
- 3 地震等大規模災害対策を推進すること。
- 4 被災者に対する支援制度の充実を図ること。

【提案の理由】

災害に対して安全で安心できる国土をつくることは、安定した国民生活に不可欠である。

中国地方ではその自然的、社会的条件から、平成18年の台風13号をはじめ、尊い人命と莫大な資産を奪い、地域の社会機能にも大きな支障をきたした災害が、毎年のように繰り返されている。特に瀬戸内海沿岸・島しょ部を中心に、高潮についても大きな被害をもたらしている。

このため抜本的な治水・高潮対策の推進が必要である。

また、平成11年6月末の中国地方を中心とした集中豪雨による土砂災害では、災害時要援護者関連施設に対する土砂災害防止対策の重点取組、土砂災害関連情報の住民への伝達体制整備等の警戒避難体制の確立などについての重要性が改めて認識されたところである。

このような背景の下、総合的な土砂災害対策を講じるため土砂災害のおそれのある区域の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策に関する法律として「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が平成13年4月1日から施行されたところであり、法の趣旨に沿った施策を積極的に推進していく必要がある。

さらに、発生が懸念される「東南海・南海地震」や、それ以外の全国どこでも起こるおそれがある地震にも対応するため、中国地方の各県においても防災基本計画や近年の災害事例などを踏まえ地域防災計画を見直すとともに、各種防災対策に関する施策を講じているところであるが、災害に強いまちづくりの推進や減災に向けた取組み、地震災害発生後の効果的な応急対策の実施などの観点から、さらなる各種防災対策事業の充実を図る必要がある。

【提案の具体的内容】

1 治水・高潮対策の推進

国民の生命と財産を守り，豊かで安心できる国土を形成するため，「社会資本整備重点計画」に基づき，治水事業が強力に推進されるよう，財源の確保を図ること。

2 土砂災害対策の推進

(1) 国民の生命と財産を守り，豊かで安心できる国土を形成するため，砂防事業，地すべり対策事業，急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業の着実な事業実施に向けた財源の確保を行うこと。

(2) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき，「土砂災害警戒区域」等の指定を円滑に行なうため，引き続き砂防関係基礎調査の着実な事業実施に向けた財源確保を行うこと。

3 地震災害対策の推進

(1) 地震等大規模災害に強い国土構造の構築を図るため，災害時に代替機能を果たすことのできる交通基盤として，地方における道路，空港，港湾の整備・充実を図るとともに道路管理用の情報ネットワーク設備を利用した災害時の緊急情報通信ネットワークの整備を図ること。

(2) 地震発生直後における広域のかつ総合的な支援体制の早期確立を図るための全国的な防災情報通信ネットワークシステムの整備及び災害時における緊急通報回線の確保を行なうとともに，防災通信ネットワークの新設・再整備等，県・市町村が整備する防災通信ネットワークに必要な財源を措置すること。

(3) 県・市町村が行う防災対策事業が円滑に推進できるよう，地震防災行政を総合的かつ強力に進めるとともに，地方における総合的な広域応援体制の確立に向けた取組に対する支援策の充実を図ること。

4 被災者に対する支援制度の充実

被災者の支援及び被災地の速やかな復興のため，「被災者生活再建支援法」の適用要件である自然災害の規模の緩和による被災者間の不均衡の解消，及び超大規模災害への対応や国と地方の負担率について，見直しを検討すること。

19 総合的な水資源対策の推進

(総務省，厚生労働省，農林水産省，林野庁，経済産業省，国土交通省)

【提案の要旨】

- 1 水源地域対策の強化を図ること。
- 2 上水道事業に係る財政措置の改善・充実を図ること。
- 3 工業用水道事業の経営基盤強化のための措置を講じること。

【提案の理由】

近年，全国的に頻発する渇水被害に対応するためには，水資源の開発による用水の確保が，国土保全の観点と併せて極めて重要な課題となっている。

しかしながら，水資源の開発は，長期の施行期間と多額の財政負担を伴うため，利水事業者は，常に先行投資を行うことを要求されるとともに，利水施設の完成後においては，多くの場合，未売水の保有，水原価の高騰等の事態に直面している。

特に，工業用水道事業においては，用水需要の低迷等により経営環境は極めて厳しい状況下に置かれている。

【提案の具体的内容】

- 1 ダム建設の促進
- 2 水源地域対策の強化
 - (1) 水源地域対策の円滑な推進を図るため，水源地域対策特別措置法による整備事業メニューの拡大・改善を図ること。
 - (2) 補助ダムにおける生活再建対策に必要な財源を措置すること。
- 3 上水道事業に係る財政措置の改善・充実

長期的な上水道整備への支援及び上水道事業高料金対策の充実を図るとともに，老朽化した既存水道施設の建設改良，更新に対する必要な財源の確保を図ること。
- 4 工業用水道事業の経営基盤強化のための措置

「先行水源等の当分の間十分な用水需要の見込めない工業用水道事業」を対象として，財源措置を伴う一般会計繰出制度の創設を図ること。
- 5 地方債制度の改善・充実

長期低利の良質な資金を安定的に確保するとともに，平成19年度から実施されている公的資金補償金免除繰上償還制度については，条件を緩和して，公債費負担のさらなる軽減を図ること。
- 6 工業用水道事業の料金制度の改善

料金原価へ適正な事業報酬を算入するとともに，基準料金の見直しや地区別料金の設定による料金平準化など，料金制度の改善を図ること。

7 県境を越える上下流連携による水源林整備への支援

流域全体による水源林整備のため，地方財政措置の拡充等による財源確保対策を講じるとともに，下流域に立地する企業等が負担する水源林整備費に対する税制上の優遇措置など，複数県にまたがる上下流の連携を促進する新たな制度を創設すること。

20 地方交通機関の整備

(総務省, 財務省, 国土交通省)

【提案の要旨】

- 1 地方における公共交通機関の整備について, 適切な指導を行うとともに所要の財源措置を講じること。
- 2 山陰・山陽・四国を結ぶ中四国横断新幹線の早期実現と, その段階的整備のためのフリーゲージトレインの早期導入を図ること。
- 3 山陰地方と京阪神, 北九州を結ぶ山陰新幹線の早期実現を図ること。
- 4 コミューター航空の推進に関する特別措置法を整備することなどにより航空機燃料税など公租公課を減免すること。
- 5 機材購入などに対する助成制度を創設すること。
- 6 地方自治体が行う通勤航空事業者への運航費補助に対する地方交付税措置を図ること。

【提案の理由】

地方における公共交通機関の運行維持とサービスの改善は, 地域住民の安定した生活の場を確保し, 定住条件を確立するのみならず, 国土全体のバランスのとれた交通体系の整備を図るためにも必要不可欠なものである。

また, 中四国横断新幹線の整備とその実現のためのフリーゲージトレインの段階的整備等高速鉄道網の整備は, 中国地方のみならず四国を含めた新たな経済文化圏を形成し, 活力を高めるために必要である。

加えて, 山陰新幹線の実現は, 中国地方北部一円を環日本海経済圏の正員とならしめ, 路線地域活性の大きな起爆剤となるものである。

中国地方の一体的かつ均衡ある発展を図るためには, 総合的な高速鉄道網の整備が必要である。

また, 主要都市間の交流を促進し, また, 高速交通空白地帯におけるハイモビリティを確保する手段として, コミューター航空ネットワークの形成は緊要の課題となっている。

現在, 中国地方においては, それぞれの地域の創意と工夫により, 都市間通勤航空ネットワークの形成に努めているところであるが, コミューター航空事業は, 採算性等厳しい状況におかれており, 運航が廃止された路線もある。

このような中, コミューター事業の経営の安定と通勤航空路線の拡充が必要不可欠である。

【提案の具体的内容】

- 1 JR在来線の輸送力の増強
(1) JR在来線の高速化等輸送力の増強及び利便性の向上に対する指導及び支援を行

うこと。

(2) 地方公共団体の費用負担について、地方財政上の支援措置の拡充を図ること。

2 JR地方交通線の維持存続

JR線については、分割民営化時に所要の政策措置が講じられたことなどの経緯を踏まえ、完全民営化後においても引き続き、JR地方交通線の維持存続、利便性及び安全性の向上に対する指導及び支援を行うこと。

とりわけ余部鉄橋の定時性確保対策に対する助成制度、地方財政制度を創設すること。

3 地域の実情に応じた生活交通の確保

地方バス路線等への国庫補助について、過疎・中山間地などの地域に対する補助要件の緩和や支援の充実を行うとともに、地方公共団体が、国庫補助制度の対象とならない地方バス路線の維持または地域に適した効率的な公共交通確保のための取組を行う場合、適切な支援を講ずること。

また、住民の生活交通の確保のため、市町村が自主的な判断で行っている交通事業について、国の許認可等の規制を廃止し、市町村の自治事務として位置づけること。

4 地方鉄道の維持存続及び安全確保対策

第三セクター等地方鉄道路線の経営安定化を図るための支援策を強化すること。特に地方自治体と鉄道事業者の連携した取組みに対する支援を拡充すること。

鉄道軌道輸送高度化整備を促進するとともに、高度化及び安全対策ともに所要の財源を確保すること。

5 離島航路の維持

(1) 標準欠損額算定に用いる標準賃率・単価等の改善及び離島航路の維持に必要な財源を確保すること。

(2) 地方公共団体補助分に係る地方交付税措置の充実を図ること。